



令和 5 年地方分権改革に関する提案募集に係る国の検討状況について

令和 5 年 6 月 24 日
本 部 事 務 局

1 概要

令和 5 年 6 月 15 日開催の内閣府「地方分権改革有識者会議・提案募集検討専門部会合同会議」において、2 のとおりⅠからⅣまでの検討区分が示され、うちⅠについて関係府省へ検討要請がなされた。

今後は 3 のスケジュールに従い、提案事項の実現に向けて意見を提出していく。

2 提案検討区分の状況

検討区分	全国	関西広域連合	
		連合提案	共同提案
Ⅰ 内閣府と関係府省との間で調整を行う提案（※1）	177	2	9
うち重点事項と位置づけられた提案（※2）	(46)		(3)
Ⅱ 関係府省における予算編成過程での検討を求める提案	25		1
Ⅲ 提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案	25	1	2
Ⅳ 提案募集の対象外である提案	3	2	
計	230	5	12

※1 調整対象案件の詳細は別紙のとおり

※2 重点事項については内閣府において有識者による関係府省ヒアリング等を実施

3 今後のスケジュール（予定）

- 7 月 関係府省からの第 1 次回答公表
提案団体から関係府省第 1 次回答に対する意見提出
- 9 月 関係府省からの第 2 次回答公表
- 11 月 地方分権改革有識者会議・提案募集検討専門部会合同会議（対応方針案）
- 12 月 地方分権改革推進本部、閣議（対応方針決定）

内閣府と関係府省との間で調整を行う提案事項一覧（令和５年）

1 関西広域連合提案（２件）

提案事項	求める措置
資格免許に係る添付書類の簡素化 ① 調理師免許 ② 製菓衛生師免許	調理師免許及び製菓衛生師免許申請における添付書類のうち、医師の診断書については、添付不要として、免許申請書の様式上で確認を行うこと

2 関西広域連合と構成府県市との共同提案（９件）

提案事項	求める措置
① 医薬品等の国家検定に係る都道府県經由事務の廃止等の見直し（京都府等） 重点	(1) 医薬品等の国家検定について、都道府県經由事務を廃止し、検定申請等の事業者から直接、検定機関（国立感染症研究所）に提出する形とすること (2) 都道府県經由事務の完全な廃止が困難な場合は、都道府県・事業者の負担軽減に資する見直しを行うこと（手続をオンライン化し、オンラインにより手続がされた場合の都道府県經由事務に限り廃止する等）
② 自動車損害賠償責任共済の共済掛金の改定に係る同意手続の簡略化（大阪府等）	共済掛金の変更申請について、その内容が責任保険に係る基準料率と相違ないものであると確認できる場合は、金融庁長官及び国土交通大臣の同意を不要とすること
③ 「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金」に係る交付要綱の早期提示（大阪府等）	交付要綱の提示時期を早めること
④ 国から地方公共団体へ再犯防止対策に必要な出所者の情報提供の拡大（兵庫県等）	地方公共団体が地方再犯防止推進計画等に基づき再犯防止に関する施策を検討・実施するにあたり、特別調整の対象者だけでなく、本人同意が得られた満期釈放者をはじめ支援が必要な出所者の個人情報等について、国からの早期且つ丁寧な情報提供を行うこと
⑤ 奨学金事業における公益財団法人等によるマイナンバー独自利用の対象化（兵庫県等）	法律でマイナンバー利用が認められている事務と性質が同一の事務について、県が当該事業のために設立した公益財団法人等に業務移管や業務委託を実施する場合は、当該団体のマイナンバー利用を可能とすること（例として、旧日本育英会（現（独）日本学生支援機構）から事務移管された奨学金事業）
⑥ 小規模放課後児童クラブへの補助に係る大臣承認を必要としない類型の追加（兵庫県等） 重点	山間地や漁業集落、へき地、離島以外にも、厚生労働大臣の承認が不要な10人未満の小規模放課後児童クラブの類型を追加すること（例）都市近郊の農村地域、中山間地域、オールドニュータウン等
⑦ 特定外来生物防除事業交付金の交付決定に係るスケジュールの見直し（奈良県等）	特定外来生物防除事業交付金について、春季から活動を開始する外来生物に対応していくため、年度当初から事業を実施できる事業スケジュールに見直すこと
⑧ 特定された抗体陰性豚に対する豚熱ワクチンの追加接種を可能とすること（奈良県等）	豚熱ワクチン接種推奨地域における追加接種について、免疫付与状況等確認検査の結果が80%以上の豚群についても、抗体陰性豚が特定されている場合にあっては、国と協議の上、その豚に対しての追加接種を認めること
⑨ 夜間中学における遠隔授業に係る要件緩和（鳥取県等） 重点	(1) 学校長が必要と認める場合、受信側に教員免許を持っていない者の配置も可能とすること (2) 自宅において遠隔授業を受けた場合、学校長が必要と認めた場合には出席扱いとすること (3) 遠隔教育特例校制度に係る申請手続や評価・公表等実施に係る負担軽減を行うこと